

# 発達障害等相談センター運営事業委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本プロポーザル実施要領は、発達障害等相談センター運営事業の実施に当たり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により最も的確な業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

## 2 事業等概要

### (1) 事業名

発達障害等相談センター運営事業

### (2) 募集の目的

発達障害等の障害のある人及びその疑いのある人とその家族等（以下「対象者」という。）に対する発達・生活相談をはじめ、支援者育成のための関係機関との連携等を行う発達障害等相談センター運営事業を実施できる事業者を広く募集します。

### (3) 募集する事業者における専門的な知識・資格及び予定数

発達障害をはじめ、他障害についても幅広い知識を有しており、専門的な資格をもつ相談員が所属する宇部市内の法人とします。対応地域は宇部市全域とし、募集予定数は1法人とします。

### (4) 事業内容

発達障害等相談センター運営事業実施要綱及び福祉総合相談対応事業実施要綱に基づく事業（詳細は発達障害等相談センター運営事業仕様書を参照）

### (5) 実施場所

実施場所については、市と受託者で改めて協議することとします。

### (6) 事業実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）

ただし、最長1年間延長できるものとします。

なお、受託者が必要な指示に従わないときその他事業を継続することが適当でないと市が判断したときは、その事業を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

## 3 予定運営委託料

(1) 受託者に対し、契約期間中に市が払う委託料の上限額は次のとおりとし、市の予算の範囲内で、市と受託者の間で締結する委託契約で定めるものとします。

委託料上限額（1年間）：金 9,850,000 円（消費税及び地方消費税含む）
---

※本事業は、市議会での議決を条件としているため、議決結果によっては事業の見直しや委託料上限額の変更、又は事業を中止することがあります。

なお、この場合において、市は一切の責任を負いません。

### (2) 委託料の支払等

委託料の支払時期、方法については、受託者と協議の上契約書等で定めるものとします。

#### 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすこととします。

- (1) 宇部市内に事業所を有する法人であること。
- (2) 事業運営を直接行う者であること。
- (3) 指定実施場所での事業実施が可能であること。
- (4) 法人又はその代表者が、次に該当しないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - エ 事業の実施を委託とみなした場合に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2（議員の兼業禁止、第 142 条（長の兼業禁止）（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項（委員の兼業禁止）の規定に抵触することとなる者
  - オ 国税、県税、市税（個人市県民税を含む）を滞納している者
  - カ 政治団体、宗教団体
  - キ 役員等（応募しようとする者が法人であるときはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいい、応募しようとする者が複数の者から構成されるときは当該構成される個人、団体の代表者又は法人の当該役員若しくは代表者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
  - ク 暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - ケ 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対し資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下でない法人等であること。

#### 5 実施スケジュール

項目	日程※	備考	様式
公募開始	令和 7 年 1 月 14 日（火）	市公式ウェブサイトに掲載	
質問の受付期限	令和 7 年 1 月 21 日（火） 午後 1 時まで	電子メールにより提出	様式第 1 号
参加表明提出期限	令和 7 年 1 月 28 日（火） 午後 5 時まで	持参又は郵送により提出 （持参、郵送ともに、提出期間内に到着したものに限り）	様式第 2 号 様式第 3 号 様式第 4 号
参加資格審査結果通知	令和 7 年 1 月 30 日（木）頃	電子メールにより通知	

応募書類等提出期限	令和7年2月14日（金） 午後5時まで	持参又は郵送により提出 （持参、郵送ともに、提出期間内に到着したものに限り）	様式第3号 様式第5号 様式第6号
書類審査及びプレゼンテーション	令和7年3月上旬～中旬頃	詳細は別途通知	
審査結果の公表及び通知	令和7年3月中旬頃	市公式ウェブサイトにて公表及び書面にて通知	
契約締結	令和7年4月1日（火）		

※各項目の日程については、都合により変更の可能性あり。

## 6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答については、次のとおりとします。

### (1) 質問の受付

#### ア 受付期限

令和7年1月21日（火）午後1時まで

#### イ 提出方法

応募質問票（様式第1号）を電子メールにより提出してください（提出する際の件名は「発達障害等相談センター運営事業質問票（法人名）」とすること。）。

電子メール以外の方法による質問は受け付けません。電子メール送信後は事務局へ電話で受信確認をしてください。

#### ウ 提出先

本要領14の事務局と同じ

### (2) 質問の回答

#### ア 回答方法

市ウェブサイトにて公開します。ただし、質問者名は非公開とします。

## 7 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明に係る書類を提出するものとする。

### (1) 提出書類

#### ア 参加表明届（様式第2号）

#### イ 法人概要書（様式第3号）

#### ウ 登記事項証明書

#### エ 法人及び代表者の国税、県税、市税の滞納がないことを証する証明

#### オ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式第4号）

（留意事項）証明書についてはすべて写し可（ただし原本証明必須）、発行から3か月以内のものとする。

### (2) 提出期限

令和7年1月28日（火）午後5時まで

持参、郵送ともに提出期限内に到着したものに限り。

- (3) 提出部数  
1部
- (4) 提出先  
本要領14の事務局と同じ
- (5) 提出方法  
持参又は郵送

## 8 参加資格審査と結果の通知

参加表明に係る書類により参加資格審査を行い、令和7年1月30日（木）に電子メールにて審査結果を通知予定です。

## 9 受託候補者の選定方法

以下に示す実施方法及び審査方法を正式に決定した上で、「宇部市発達障害等相談センター運営事業の実施候補者選定委員会」において審査（書類審査及びプレゼンテーション）を行い、本事業に最も適切な者を選定します。

なお、応募が1者であっても審査し、適否を判断します。

※諸般の事情により、プレゼンテーションの開催を中止し、審査委員による書類審査により優先交渉権者を選定する場合があります。

### (1) 実施方法（案）

ア 実施方式 書類審査及びプレゼンテーション

イ 予定日 令和7年3月上旬～3月中旬

※詳細については、別途通知します。

ウ 所要時間等 30分程度（応募者からの説明20分、質疑応答10分）

エ 説明 出席者は1者3名までとし、提出した応募書類等に沿って説明してください。（配布資料がある場合は当日持参。）なお、プレゼンテーションは非公開とします。

### (2) 審査方法（案）

ア 「別紙1 業者選定審査基準」に基づき総合的に審査を行います。

イ 各審査員の評価点の合計を審査委員の数で除した総合評価点数が60点以上を得た者の中で、総合評価点の最も高い事業者を第1優先交渉権者とします。

### (3) その他

実施方法や審査方法については、正式に決定した上で、プレゼンテーション実施までに別途通知します。

## 10 選定結果等の通知及び公表

選定結果等は優先交渉権者決定後、速やかに市ウェブサイト公表し、応募者に対して書面にて通知します。

### 1.1 応募書類等

#### (1) 提出書類

ア 法人概要書（様式第3号）

イ 事業計画書（様式第5号）

ウ 収支予算書（様式第6号）

(2) 提出期限

令和7年2月14日（金）午後5時まで

持参、郵送ともに提出期限内に到着したものに限り。

(3) 提出部数

6部

(4) 提出先

本要領14の事務局と同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送

(6) 提出書類の取扱い

用紙サイズはA4とし、左綴じにしてください。

## 1.2 様式

(1) 応募質問票（様式第1号）

(2) 参加表明届（様式第2号）

(3) 法人概要書（様式第3号）

(4) 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式第4号）

(5) 事業計画書（様式第5号）

(6) 収支予算書（様式第6号）

(7) 参加辞退届（様式第7号）

## 1.3 応募にあたっての留意事項

(1) 本プロポーザルに参加する場合は、発達障害等相談センター運営事業委託に係る公募型プロポーザル実施要領、仕様書等を熟読し、それらを遵守してください。

(2) 本プロポーザルに係る実施要領・審査等に関する異議は受け付けません。

(3) 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

(4) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

(5) 提出した書類の全部又は一部を変更することはできません。ただし、脱漏又は不明確な表示があった場合等において、市が認めた場合はこの限りではありません。

(6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、指名停止等の措置を行うことがあります。

(7) 他の応募者から提出される応募書類等は閲覧できません。

(8) 提出された書類は一切返却しません。

(9) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

(10) 市が提供する資料は、提案の検討以外の目的で使用してはいけません。また、応募者は、本件に際して知り得た情報を第三者に漏洩してはいけません。

(11) 次のいずれかに該当する場合は失格とします。

ア 参加資格の要件を満たさなかった場合

イ 応募書類等が提出期限までに提出されなかった場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

- エ プレゼンテーションに参加しなかった場合（審査委員による書類審査のみとなった場合を除く）
  - オ 選定の公平性を害する行為があった場合
  - カ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (12) 書類提出後に本プロポーザルの参加を辞退する場合は、速やかに事務局に連絡するとともに、書面（参加辞退届（様式第7号））により申し出てください。
- (13) 本募集に関する説明会は実施しません。

#### 1.4 事務局（問い合わせ先及び提出先）

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市 健康福祉部 障害福祉課 支援係 担当：石原

電話：0836-34-8523 FAX：0836-22-6052

メールアドレス：syon-fuku@city.ube.yamaguchi.jp

※メールの件名は「発達障害等相談センター応募関係書類」としてください。